

令和7年5月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年5月12日（月）午前9時30分～

開催場所 橋本市市民会館 1階ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	◎	3番	平田 敬二	◎
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	×
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	○	9番	織田 利治	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	×	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（8件）
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（8件）
 議案第4号 非農地証明願いについて（2件）

報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（2件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 7 年 5 月農業委員会総会を開催します。
 会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
 す。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
 議席番号 2 番 田中 里美 委員
 議席番号 3 番 平田 敬二 委員を指名します。
 書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画(案)の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 8 件で
 す。議案第 1 号「農地利用集積促進計画(案)の決定について」
 を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
 ようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾するこ
 とにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号 1 番、2 番
 提出番号 1 番
 高齢化のため、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、数
 年前から 2,500 ㎡の農地をすでに購入して一生懸命に農業をさ
 れている譲受人は農地を売買により取得します。今回の売買で耕
 作放棄地が減るので地域にとってもいいことであり、何も問題は
 ありません。
 提出番号 2 番
 高齢化のため後継者がなく、農地の維持管理に苦慮していた譲
 渡人から、千葉県浦安に住所のある譲受人は年間 200 日～250 日
 橋本市で暮らしており、農地を贈与により取得します。弟と一緒
 に一生懸命農業をされており、何も問題はありません。

平田委員 ●提出番号 3 番
 譲渡人は、紀の川市に住んでおり、農地面積は小さく、耕作し

ていませんでした。譲受人は農地を売買により取得します。専業農家で近くに自宅があり、何も問題はないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。2 番の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

（議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について）

事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

織田委員 ●提出番号 1 番、2 番

提出番号 1 番及び 2 番は、一体計画です。一人の譲渡人はすでに死亡され、娘が農地の維持管理をしていました。もう一人の譲渡人はご主人が死亡され、奥様が農地の維持管理をしていました。いずれの譲渡人も農地の維持管理に苦慮していましたが、譲受人と以前から交渉を重ねた結果、今回の契約に至りました。土地改良区はなく、地元水利組合の同意書が添付されています。問題はないと思います。

石井委員 ●提出番号 3 番、4 番

提出番号 3 番

10 年ほど前から駐車場になっていたが、昨年実施した農地利用状況調査では農地でした。無断転用の可能性があり、事務局と協議した結果、平成 19 年以降、隣接地に介護施設が開設され、その施設に係る駐車場が必要となり、今日に至るまで無断転用されていました。申請人は、農地転用の許可を取らずに工事に着工しており、農業委員会事務局からは、厳重注意の上、始末書付きでの申請となった。始末書付きの申請でした。やむを得ないと判断し同意しました。

提出番号 4 番

昨年実施した農地利用状況調査では遊休農地と判断しました。しかし、この申請地は埋蔵文化財包蔵地に該当しており、事務局に確認したところ、間違いのないとのこと。埋蔵文化財包蔵地であれば設置工事を行う 60 日前に教育委員会へ届出をして、施行の際は慎重に工事を行うことが必要です。今後、農地の確認をする際は埋蔵文化財包蔵地に該当しないか確認する必要性を痛感しました。特に問題は無いと判断しました。

田中委員 ●提出番号 5 番

水利組合同意書、隣接同意書が添付されています。隣接同意書には、一件、条件が書いてあります。許可されたら守るように伝えました。

平田委員

●提出番号 6 番

申請者は、高野口応其で、工事で出た土の置場を探していたところ、この場所を見つけました。確認した時には、すでに土を置いてありました。申請者は農地法の許可がなくても、一時的であれば転用してもいいと誤った認識により、事前に農地を転用していました。農業委員会事務局から厳重注意の上、始末書付の申請となり、4 カ月の短期間であり、遺憾ではありますが事後承認します。

林委員

●提出番号 7 番

譲受人は、市内に居住し、譲渡し人は譲受人の妻の親です。今後の家族構成をかんがみ、新規の建築を検討していたところ、譲渡し人の旧居住の南側の農地を選定しました。何も問題はありません。

米坂委員

●提出番号 8 番

譲渡人は、家の新築で許可を取得した案件です。水利組合、近隣農地の方からも同意を得ており、問題ありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員

提出番号 2 番・事務局の説明では太陽光発電、出力 150kw という報告がありましたが、4 筆合わせて出力 150kw なのか、一筆が 150kw なのかによって許可の申請が和歌山県か橋本市になると思いますが、どちらになりますか。

事務局

今回の申請は、4 筆すべてに太陽光パネルを設置し、その最大出力が 150 kw です。50 kw を超える申請なので、和歌山県・太陽光条例の許可を受ける案件です。

廣田委員

提出番号 3 番・地図を見ると、右側が落合川で左側が国道になっていますが、駐車場に入る広い道路はありますか。

石井委員

駐車場まで行ける幅 2.5m の道路があります。

石井委員

提出番号 4 番・隅田地域は 4 月の現地確認の農地は 6 カ所ありました。その中の一つに埋蔵文化財包蔵地に該当する案件が 1 件ありました。もし、今後、埋蔵文化財が出た時にはどのように対処したらいいのか教えてください。

事務局

埋蔵文化財が埋設されている可能性のある農地について、事務局で確認したところ、10 cm 程度の土を掘り、太陽光パネルを置

くそうです。10 cm掘る中で、埋蔵文化財が出た時は、工事を中断し、文化財を保護した後に着工という形になります。このような案件は今後増える可能性があり申請を受ける段階で、十分に精査して、各委員に意見書の作成を依頼します。

廣田委員 農地については農地法で対応して、農地法以外の案件についてはそれぞれの担当部署にお願いしたらいいいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 農地転用する際は、他法令、条例を含んで協議許可を取得しないといけません。今回の案件は、埋蔵文化財の保護に関する届け出が必要です。事業者が適切に橋本市所管の教育委員会に、必要な届け出をすれば、農地法上は許可しても問題ないと考えています。石井委員からご指摘いただいたとおり事業者には、適切に届け出をするように、行政指導しました。

石井委員 廣田委員から農地については農地法で対応して、農地法以外の案件についてはそれぞれの担当部署にお願いして事務を進めていけばいいと言われました。その通りだと思います。今回のような案件は今後も出てくると思うので少し危惧します。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。3 番の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 4 号 非農地証明願について)

事務局 議案報告第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番、2 番

提出番号 1 番

申請地の周辺は、土地区画整理事業がなされ、当該申請地は現在、更地となっています。申請人は、橋本市と土地の交換を行う際に、当該申請地の地目が畑であることに気付きました。現況は、すでに造成工事が完了し、農地への復元は困難です。今後はこのようなことがないように、もっと早い段階から該当する委員と連携して進めていただければと思います。

提出番号 2 番

橋本市が南海電気鉄道株式会社から事業を継承し、橋本市が造成工事を完了させましたが、地目が畑のままで、所有権移転の登記ができない状態です。当該地の所有権移転を進める必要がある

ことから、非農地証明願を提出いただきます。転用許可をすでに取得していることと、現況は、すでに造成工事が完了し、農地への復元は困難な状態です。この案件も1番の案件と同様にもっと早い段階から該当する委員と連携して進めていただければと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第4号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 各委員から提案事項等ありませんか。

平田委員 橋本市全体の地域計画のまとめを令和7年3月31日に提出されていると思います。報告をお願いします。

事務局 国には3月末に報告しています。補助金等の関係もありますので、現在詳細について整理しています。7月の年度総会で報告できるようにします。

石井委員 国には3月末に報告しているとのことですが、4月以降の事務の流れについてどのように進んでいるのかだけでも教えていただけますか。農業委員に農業者、生産者から農地の貸し借り、補助金等についての問い合わせがあります。

事務局 地域計画は基本的に令和6年度末で完成して、令和7年度から新制度で運用しています。農業者の方が、不安に思われること等については、抜粋してその点に限って6月の農業委員会で報告します。地域計画の詳細な報告は7月の総会で説明します。

(閉会)

議長 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

 令和7年5月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長（会長） 池田 泰子 印

 署名委員 田中 里美 印

 署名委員 平田 敬二 印